

三徳山鳥獣保護区三徳特別保護地区の再指定について

平成26年2月6日
緑豊かな自然課

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づき、三徳山鳥獣保護区三徳特別保護地区について平成25年10月29日に告示、再指定を行いました。

野生鳥獣の保護を図るために鳥獣保護区を指定(狩猟の禁止)することができますが、その中でも特に重要な地域を「鳥獣保護区特別保護地区」として指定し、狩猟の禁止に加えて木竹の伐採等の開発行為の制限が可能です。

鳥獣保護区特別保護地区には、環境大臣が指定する国指定特別保護地区と都道府県知事が指定する都道府県指定特別保護地区があり、県内には国指定特別保護地区が2箇所(大山、中海)、県指定特別保護地区が3箇所(久松山、芦津、三徳山)指定されています。

三徳山鳥獣保護区三徳特別保護地区の概要

1 特別保護地区の概要

- (1) 区域 三徳山鳥獣保護区の区域のうち、東伯郡三朝町大字三徳字三徳頭1010、1011-1及び1011-2の区域(文殊堂、地藏堂、鐘楼堂、納経堂、観音堂、元結掛堂、不動堂、投入堂及び愛染堂の敷地を除く。)(50ha)
- (2) 存続期間 平成25年11月1日から平成35年10月31日まで(10年間)
- (3) 特別保護地区の指定目的(森林鳥獣生息地の保護区)

三徳山鳥獣保護区三徳特別保護地区は鳥取県東伯郡三朝町の東部に位置し、標高270~600mの急崖な地形に恵まれた谷深い複雑な地形を有し、三徳山三佛寺の修行の場として手つかずの天然林が維持されている。北方系植物と南方系植物の分布の境界点にあたる地域で、暖帯の常緑広葉樹と冷温帯の落葉広葉樹及び常緑針葉樹が混成し、特有の多様な森林環境を形成している。シンランや固有種と言われるミトクナデシコ等の希少植物も多くみられ、多様な鳥獣が確認されており、三徳山鳥獣保護区の中でも鳥獣の生息・繁殖に重要な区域と認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

2 特別保護地区の保護に関する指針

鳥獣のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。

この地域特有のアカガシ等の常緑広葉樹と、ブナ等の冷温帯落葉広葉樹が、低標高地から混成する森林環境を適切に保持し、鳥獣の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないように留意する。

当該区域は、豊かな自然を有し、森林鳥獣生息地として重要な場所であるが、近年、ニホンジカが分布を拡大し、侵入してきている。ニホンジカは全国で深刻な被害を引き起こしていることから、特定鳥獣保護管理計画でのモニタリング調査等で監視し、早急な対策に努める。

3 特別保護地区の区域に編入する土地の内訳

総面積 50ha (林野 50ha 自然公園法による地域(第1種特別地域)(三朝東郷湖県立自然公園)50ha)
所有者別内訳 私有地 50ha (文化財保護法による名勝及び史跡 50ha)

4 鳥獣の生息状況等

(1) 植物相の概要

北方系植物と南方系植物の分岐点であり、狭い範囲に多種多様な植物が存在している。標高400m前後から上部は、ブナ、イヌブナ、ミズナラ等の落葉広葉樹とウラジロガシやアカガシといった常緑広葉樹が混成した森林を形成し、その中にモミやヒメコマツといった県内でもまれな常緑針葉樹が混ざる。更にその上部の尾根筋では、通常はブナやモミより低標高地にあるアカマツがみられ、標高の高低が逆転した特異な森林構成がみられる。

加えて、急崖な地形と、修行の場であったことから手つかずの天然林が残っており、県内では最も植物相が豊富な山域で、シンランやミトクナデシコ等の特有の希少種も多く、優れた森林環境を形成する。

(2) 動物相の概要

北方系と南方系の動物の分岐点であり、昆虫をはじめ多種多様な動物相を示す。大型の哺乳類は少なかったが、1990年代以降、イノシシが目撃されるようになり、近年ではニホンジカとツキノワグマも分布を拡大してきている。

(3) 農林水産物の被害状況

当該特別保護地区周辺には耕作地は無く、農業被害は発生していない。

三徳山鳥獣保護区位置図



鳥取県指定三徳山鳥獣保護区
三徳特別保護地区

指定計画書

平成25年10月29日

鳥取県

1 特別保護地区の概要

(1) 特別保護地区の名称

三徳山鳥獣保護区三徳特別保護地区

(2) 特別保護地区の区域

三徳山鳥獣保護区の区域のうち、東伯郡三朝町大字三徳字三徳頭 1010、1011-1 及び 1011-2 の区域（文殊堂、地藏堂、鐘楼堂、納経堂、観音堂、元結掛堂、不動堂、投入堂及び愛染堂の敷地を除く。）

(3) 特別保護地区の存続期間

平成25年11月1日から平成35年10月31日まで（10年間）

(4) 特別保護地区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(5) 特別保護地区の指定目的

三徳山鳥獣保護区は鳥取県東伯郡三朝町の東部に位置している。鳥獣保護区は、標高900mの三徳山を中心に、北側の三徳川と南側の小鹿川に挟まれた地域で、急崖な地形に恵まれた谷深い複雑な地形を有し、加えて北方植物と南方植物の分布の境界点にあたり、多様な森林環境が維持されている保護区である。

中でも、特別保護地区は三徳山三佛寺の修行の場として手つかずの天然林が維持されており、標高270～600mの間に暖帯の常緑広葉樹と冷温帯の落葉広葉樹及び常緑針葉樹が混成し、特有の多様な森林環境を形成している。シンランや固有種と言われるミトクナデシコ等の希少植物も多くみられ、多様な鳥獣が確認されている。

このため、当該区域は三徳山鳥獣保護区の中でも鳥獣の生息・繁殖に重要な区域と認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

2 特別保護地区の保護に関する指針

鳥獣のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。

この地域特有のアカガシ等の常緑広葉樹と、ブナ等の冷温帯落葉広葉樹が、低標高地から混成する森林環境を適切に保持し、鳥獣の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないように留意する。

当該区域は、豊かな自然を有し、森林鳥獣生息地として重要な場所であるが、近年、ニホンジカが分布を拡大し、侵入してきている。ニホンジカは全国で深刻な被害を引き起こしていることから、特定鳥獣保護管理計画でのモニタリング調査等で監視し、早急な対策に努める。

3 特別保護地区の区域に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積
総面積 50 ha (区域の増減なし。面積減は精査による減。)

内訳

ア 形態別内訳

林 野	50 ha	
農耕地	0 ha	
水 面	0 ha	<干潟 0 ha >
その他	0 ha	

イ 所有者別内訳

国有地	0 ha
地方公共団体有地	0 ha
私有地等	50 ha
公有水面	0 ha

ウ 他の法令(条例を含む)による規制区域

自然環境保全法による地域	0 ha	
自然公園法による地域	50 ha	第1種特別地域 50 ha (三朝東郷湖県立自然公園)
文化財保護法による地域	50 ha	

4 指定区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該地域の概要

ア 特別保護地区の位置

鳥取県中央部にある東伯郡三朝町の東部にある三徳山(900 m)の北北西方向、国指定文化財の投入堂周辺から北側の三徳川までの間に位置する。

イ 地形、地質等

花崗岩・凝灰角礫岩を基盤に、鮮新世に噴出した三徳山安山岩など、ほとんどが火山岩類により形成する。

特に特別保護区周辺は、三朝層群と呼ばれる鮮新世の火山岩の独特の地層がみられ、地質学的に重要な地域となっている。

ウ 植物相の概要

北方系植物と南方系植物の分岐点であり、狭い範囲に多種多様な植物が存在している。標高400 m前後から上部は、ブナ、イヌブナ、ミズナラ等の落葉広葉樹とウラジロガシやアカガシといった常緑広葉樹が混成した森林を形成し、その中にモミやヒメコマツといった県内でもまれな常緑針葉樹が混ざる。更にその上部の尾根筋では、通常はブナやモミより低標高地にあるアカマツがみられ、標高の高低が逆転した特異な森林構成がみられる。

加えて、急崖な地形と、修行の場であったことから手つかずの天然林が残っており、県内では最も植物相が豊富な山域で、シシランやミトクナデシコ等の特有の希少種も多く、優れた森林環境を形成する。

エ 動物相の概要

北方系と南方系の動物の分岐点であり、昆虫をはじめ多種多様な動物相を示す。大型の哺乳類は少なかったが、1990年代以降、イノシシが目撃されるようになり、近年ではニホンジカとツキノワグマも分布を拡大してきている。

(2) 生息する鳥獣類

ア 鳥類

アオサギ、トビ、クマタカ、○キジバト、アオバト、ジュウイチ、ホトトギス、○アカショウビン（夏）、アオゲラ、アカゲラ、コゲラ、ツバメ、○イワツバメ（夏）、○キセキレイ、セグロセキレイ、○サンショウクイ（夏）、○ヒヨドリ、モズ、カワガラス、ミソサザイ、ジョウビタキ、ツグミ、トラツグミ、クロツグミ、ウグイス、キビタキ、○オオルリ（夏）、サンコウチョウ、○エナガ、コガラ、ヒガラ、○ヤマガラ、○シジュウカラ、ゴジュウカラ、メジロ、○ホオジロ、アトリ、カラヒワ、イカル、カケス、ハシボソガラス、ハシブトガラス

注 ○：一般的に見られる種

—：鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律で規定される希少種または天然記念物

イ 獣類

ツキノワグマ、イノシシ、ニホンジカ、キツネ、タヌキ、アナグマ、ホンドテン、イタチ科 sp、ニホンノウサギ、ニホンリス、アカネズミ、ヒメネズミ、ヒミズ、コウモリ類等

注 ○：一般的に見られる種

—：鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律で規定される希少種または天然記念物

(3) 当該地域の農林水産物の被害状況

当該特別保護地区には耕作地は無く、農業被害は発生していない。

5 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第32条の規定による補償に関する事項

当該区域において、鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設を設置することにより損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失の補償をする。

6 施設整備に関する事項

①鳥獣保護区用制札	0本
②特別保護地区用制札	2本
③案内板	0基
④給水器	0基
⑤給餌台	0基
⑥巣箱	0個
⑦その他	なし